

福島県職員措置請求(住民監査請求)監査結果

第 1 監査の請求

1 請求人

西白河郡中島村松崎字住吉 4 1 - 2 川原 浩

2 措置請求書の提出日

福島県職員措置請求書は、令和 4 年 10 月 2 日付けで提出され、同年 10 月 3 日に受け付けた。

3 請求の内容

福島県職員措置請求書記載の請求の要旨は、以下のとおり。(ほぼ原文のまま)

(1) 請求の要旨

令和 2 年度に生活環境総室職員（以下当該職員と記す）が被災地域生活交通確保維持計画の補助要件を誤認して、本来対象とならない 74,524 千円を A 社へ交付決定したが、後に国土交通省東北運輸局からの指摘を受けて上記事実が発覚した。

A 社はこの 74,524 千円を県に返還したが、令和 4 年、福島県は補助金交付決定取り消しに伴い発生した A 社の損害について、国の補助金分も含め全額賠償することで A 社と和解した。(議案第 90 号令和 4 年 2 月 24 日)

福島県に賠償義務が生じたのは、当該職員が補助要件の確認を怠った事務処理の重大な過失（地方公務員法第 35 条職務専念義務違反及び地方公務員法第 32 条法令等に従う義務違反）によるものである。

なお、国家賠償法第 1 条 2 項では、公務員に重大な過失があったときは、地方自治体はその公務員に対し、求償権を有し、福島県が当該職員に対し、求償権を行使しないのは、地方自治法第 242 条で定める違法に財産の管理を怠る事実該当する。

福島県は当該職員に対し、損害賠償請求権を行使する作為義務がある

にも関わらず、同請求権の行使を違法に怠っている。

よって、監査委員は、福島県が当該職員に対し、求償権（損害賠償請求権）を行使しないことによる生じた損害金を管理者に請求することを義務付けるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

当該職員と管理者を地方公務員法第 28 条第 29 条に基づき降任又は懲戒処分とすることを求める。

(2) 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。

(3) 請求書添付の事実証明書

- ア 福島民報新聞記事（令和 3 年 12 月 11 日）
- イ 福島民友新聞記事（令和 3 年 12 月 11 日）
- ウ 朝日新聞クロスサーチ記事（令和 3 年 12 月 17 日）
- エ 公文書一部開示決定通知書
（令和 4 年 8 月 25 日付け 4 生環第 1102 号）
 - ・「損害賠償の額の決定及び和解について」
（令和 4 年 2 月福島県議会定例会議案第 90 号）
 - ・支出負担行為調書（令和 4 年 3 月 8 日決裁 補償、補填及び賠償金）
 - ・支出命令書（令和 4 年 3 月 10 日決裁 補償、補填及び賠償金）

第 2 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定する要件を具備していると認め、令和 4 年 10 月 26 日付けでこれを受理した。

第 3 請求人の証拠の提出及び陳述

令和 4 年 11 月 2 日、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人から新たな証拠として証拠 1 から 7 までの提出があった。

また、令和 4 年 11 月 11 日に同項の規定に基づき請求人の陳述を行った。陳述にあたって、請求人から陳述書の提出があった。

1 提出された新たな証拠

- 証拠 1 公文書開示請求書（令和 4 年 9 月 12 日付け）
- 証拠 2 公文書一部開示決定通知書
（令和 4 年 9 月 26 日付け 4 生環第 1267 号）
- 証拠 3 発議書（令和元年 6 月 19 日決裁）
- 証拠 4 公文書開示請求書（令和 4 年 9 月 12 日付け）
- 証拠 5 公文書開示決定通知書
（令和 4 年 9 月 26 日付け 4 生環第 1266 号）
- 証拠 6 事務処理誤りの概要について（令和 3 年 12 月 10 日付け）
- 証拠 7 国要領
 - ・地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（被災地特例）の補助要綱（抜粋）
 - ・地域公共交通確保維持改善事業実施要領

2 主な陳述内容

陳述及び陳述書のうち、本件監査請求に係る主な内容は、以下のとおりである。

生活交通課が作成した「事務処理誤りの概要について」によれば、「令和 3 年 9 月、県の被災地特例制度の補助要件に対する誤認及び事務処理の誤りが判明した。」との記載があり、「補助要件誤認」と「事務処理誤り」の二つの過失、つまり重過失であることを認めている。

また、損害金 74,524 千円について、新たな証拠から算出すると、本来 A 社に支払うべきは 50,000 千円で、その内 2 分の 1 の 25,000 千円が県の負担であったが、補助金が取消しになったことにより、国の分も含めて残りの 49,524 千円を県が負担することになったと考えている。県には国の負担分含め 49,524 千円の損害が発生し、この金額からして注意義務違反の程度は軽微ではなく、本来であれば知事が謝罪会見すべき内容ではないのか。40,000 千円も県に損害を与えてこれでよいのか。金額の重大性を鑑みればこれも重過失のひとつである。小さい会社であれば潰れている。

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（被災地特例）の補助要綱の別表 28（附則第 7 条関連）には「1 日当たりの輸送量が 15 人以上見込まれること」と厳格な要件が示されている。また、補助金の必要性については、法第 232 条の 2（寄附又は補助）において公益上の必要性を要件としており、これらを理解していれば、間違える可能性は少なかったのではないか。1 日当たりの輸送量の見込みは 15 人以上が条件であり、1 人入居者がいたから

誤認し、変更手続きをしなかったというのは、確認すべき注意義務を怠っており、また、1人の入居者の存在で公益上の必要性があるとは言えない。

地域公共交通確保維持改善事業実施要領には「応急仮設住宅が1戸以上存在しない場合（入居者が認められない場合も含む。）には、変更申請を行うものとする。」と記載されている。ここが一番の争点かと考える。この文言を誤認したものと思われるが、応急仮設住宅の供与終了により入居者がいたとしても、応急仮設住宅が存在すると解すべきか否か、基本的な確認作業を怠ったのではないか。1名の入居者については、確認はできていないが、入居者ではなく、供与終了後も退去しない不退去者であった可能性が高い。

令和元年6月19日決裁の被災地域生活交通確保維持計画認定申請書（令和2年度）の発議書によれば、職員B以下4名とも誤認し、国に変更申請の必要性について確認を求めなかったことになる。変更申請を行う立場であり、しかるべき確認をしていれば、国からの取消しの結果を事前に防止することが可能であった。

発議書には職員Bが課長代理の印を押印しているが、なぜ職員Bが課長代理までしていたのかはわからない。私には調査権はないので、監査委員にぜひ調査いただきたい。

本事案は、応急仮設住宅の供与終了後から半年間放置していたわけで、福島県職員として最低限行う注意義務を怠っていると考えられる。故意とは言わないが、責任に応じた分の重過失、賠償を命じなければいけない。誤認したというけれど、半年間誰も確認しなかった、怠っている。課長も入れて5名は放置し続けたということで、重過失になるのではないか。

本監査請求は、県職員による支出負担行為であり、法第243条の2の2職員の賠償責任、地方公共団体の長による賠償を命ずる義務に基づくものである。

法第243条の2の2第3項には「普通地方公共団体の長は、第1項の職員が同項に規定する行為により当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。」と定められている。これは義務付けになっている。県知事が期限をもって賠償を命じなければならない。県知事が命じているのなら請求はしないが、県知事が命じないので請求をした。

また、是正措置が異なる2件の監査請求をしているのは住民訴訟を前提としたものである。

私には調査権はないので、私の提出した証拠や書類、陳述に拘束されず、

監査委員には職権で調査し、適切な判断、措置をしていただきたい。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

福島県職員措置請求書に基づき、県が、A社に損害賠償額74,524千円を支払ったことについて、A社に対する補助金に係る補助要件を誤認した職員に対し、国家賠償法第1条第2項による求償権の行使をしないことが法第242条第1項に規定する違法又は不当に「財産の管理を怠る事実」に該当し、県に損害を与えているか否かを監査対象事項とした。

また、陳述において請求人が新たに主張した法第243条の2の2に基づく職員の賠償責任についても監査対象事項に加え、判断することとした。

なお、請求人は、補助要件を誤認した職員と管理者に対して地方公務員法第28条に基づく降任、又は同法第29条に基づく懲戒処分を求めているが、降任及び懲戒処分については、住民監査請求の対象とする財務会計上の行為には該当しないことから監査の対象外とする。

2 監査対象機関

生活環境部生活環境総室

3 監査の実施

監査は、上記機関を対象として、令和4年11月8日に職員調査、令和4年11月11日に監査委員による監査をそれぞれ実施し、必要に応じて、電話等で追加聴取を行った。

なお、定期監査及び決算審査における調査も参考とした。

4 個別外部監査契約に基づく監査によらない理由

請求人は、本件請求による監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めている。

外部監査制度の趣旨は、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による監査を導入することにより、地方公共団体の監査機能の専門性・独立性の強化を図るとともに、地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼を高めることにある。

本件請求は、求償権の行使及び職員の賠償責任に関するものであり、その違法・不当の判断を行うに当たって、特に外部の者による専門的な知識・判断等を必要とする事案であるとは認められない。

また、監査委員は、知事から独立した執行機関であって、その職務を遂行するに当たり、常に公正不偏の態度を保持して監査すべきものとされており、監査の独立性は担保されている。

よって、本件請求による監査について、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるとは認められない。

第5 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象機関である生活環境部生活環境総室（以下「生活環境総室」という。）からの事情聴取、関係書類の調査から、次の事項を確認した。

(1) 本件請求に係る補助事業の概要

県内の広域バス路線（複数市町村間を運行する幹線系統）のうちバス事業者が単独で維持することが難しい路線に対して、国と県が協調し、毎年度バス事業者に対し、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」及び「福島県地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」に基づき、経常費用と経常収益との差額である赤字分を補助対象経費として「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」及び「地域間幹線系統確保維持費補助金」を交付している。

「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」及び「地域間幹線系統確保維持費補助金」には通常補助と被災地特例がある。

通常補助は、一日当たりの輸送量が「15人以上150人以下」と見込まれることなどを補助要件とし、補助率は国、県合わせて9/20、事業者負担11/20であるが、事業者負担分については、市町村が事業者に対して独自に補助を行っている。

被災地特例は、東日本大震災の被災地域における公共交通の確保・維持の支援を目的に、平成23年度から制度導入され、東日本大震災復興特別会計を財源としており、東日本大震災の被災者に対する災害救助法に基づく応急仮設住宅から直線で1キロメートル以内を経由して運行する運行系統、福島12市町村において整備された災害公営住宅から直線で1キロメートル以内を経由して運行する運行系統などを補助対象事業の基

準としている。

被災地特例の補助要件は、一日当たりの輸送量が「150人以下」であるなど、通常補助の補助要件が大幅に緩和されており、補助率も国 1/2、県 1/2 で事業者負担はない。

バス事業者が「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」及び「地域間幹線系統確保維持費補助金」の交付を受けるためには、福島県生活交通対策協議会において確保・維持が必要と認めた路線であって、県が毎年度策定する計画、通常補助であれば「生活交通確保維持改善計画」、被災地特例であれば「被災地域生活交通確保維持計画」に位置付けられる必要がある。当該計画は、国庫補助事業の認定申請書類として用いられる。

以下、被災地域生活交通確保維持計画に基づく国庫補助金を「被災地特例国庫補助金」、同計画に基づく県補助金を「被災地特例県補助金」と記載する。

(2) 令和2年度被災地域生活交通確保維持計画に基づく令和2年度被災地特例国庫補助金、及び令和2年度被災地特例県補助金の事務処理誤りについて

ア 事案の概要

県は、令和元年6月に令和2年度被災地域生活交通確保維持計画(事業期間：令和元年10月1日から令和2年9月30日まで)を策定し、福島県生活交通対策協議会の承認を得て令和元年6月19日付けで国土交通大臣あて、東北運輸局に提出、令和元年9月には国において計画承認となり、令和2年11月27日付けでバス事業者であるA社から国、県に対し交付申請書及び実績報告書の提出がなされた。

国庫補助金、県補助金の交付内容については、以下のとおりである。

- 令和2年度被災地特例国庫補助金
 - 交付決定日 令和3年1月22日
 - 交付決定額 158,025千円
 - 支払日 令和3年3月4日

○ 令和2年度被災地特例県補助金

交付決定日 令和3年2月15日

交付決定額 158,025千円

支払日 令和3年3月11日

令和2年度被災地域生活交通確保維持計画にはC市内の災害救助法に基づく応急仮設住宅（以下「当該応急仮設住宅」という。）から1キロメートル以内を経由するバス路線（13路線）を補助対象として掲載していた。当該応急仮設住宅は、D町から避難されている方向けの住宅であり、令和2年3月末で災害救助法に基づく供与期間が終了したが、同年4月以降も1名の入居者が認められた。

被災地特例の補助対象事業の基準は、「東日本大震災の被災者に対する災害救助法に基づく応急仮設住宅から直線で1キロメートル以内を経由して運行する運行系統」であるから、当該応急仮設住宅が災害救助法に基づく供与期間終了となれば、当該応急仮設住宅から1キロメートル以内を経由するバス路線（13路線）は、被災地特例の適用対象外となる。そのため、通常補助の適用を検討することになるが、生活環境総室では管理監督者及び事務担当職員とも災害救助法に基づく供与期間が終了しても入居実態が認められる限り被災地特例の対象になるものと認識していた。

避難指示区域等から避難されている方の応急仮設住宅の供与期間については、避難指示解除の見通しや、解除後の住居確保の状況などにより1年ごとに延長となっており、また、特例措置として、公的な事情により供与期間内に住宅再建ができない被災者の方を対象として、特定延長もされていた。平成29年3月31日にD町の原子力災害に伴う居住制限区域及び避難指示解除準備区域が解除となったことから、D町から避難されている方の応急仮設住宅については、令和2年3月末で終了することが平成30年8月27日に公表された。

令和3年9月、被災地特例の財源である東日本大震災復興特別会計を管理する復興庁からのヒアリングに基づき東北運輸局から生活環境総室生活交通課（以下「生活交通課」という。）に対し当該応急仮設住宅の供与期間についての問い合わせがあった。当該応急仮設住宅は令和2年3月末で災害救助法に基づく供与期間が終了となっていること

を伝えたところ、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与期間終了をもって被災地特例の適用対象外となることから、当該応急仮設住宅から1キロメートル以内を経由するバス路線（13路線）について、令和2年4月1日から9月30日までの期間の補助事業は取消しが必要である旨伝達され、県の事務処理誤りが判明した。

そのため、令和4年2月、県が補助金交付決定の一部取消しを、令和4年3月には国が補助金交付決定の一部取消しを行い、令和4年3月10日、A社から国、県それぞれに補助金37,262千円の返還がなされた。

イ 本件事案に係る原因について

令和元年度において、生活環境総室の事務担当職員は、当該応急仮設住宅について、令和2年3月末で災害救助法に基づく供与期間終了となることは把握しており、本来であれば把握した時点で令和元年6月19日付けで国土交通大臣あて提出した令和2年度被災地域生活交通確保維持計画の変更申請手続を行うべきであった。

しかしながら、当該応急仮設住宅には1名の入居者がいたことから、供与期間終了となっても入居実態が認められる限り被災地特例の対象になるとの前任者からの引継ぎを踏まえた独自解釈のもと、計画の変更申請手続を行わなかった。

管理監督者である生活環境総室生活交通課長（以下「生活交通課長」という。）、主幹兼副課長、主任主査の3名についても事務担当職員と同様、供与期間終了となっても入居実態が認められる限り被災地特例の対象になるとの認識のもと、計画変更が必要であるとの認識は持ち得なかった。

なお、平成30年4月12日に行われた生活交通課、A社、関係市との打合せにおいて、生活交通課では応急仮設住宅が供与期間終了となっても入居実態があれば被災地特例が継続すると発言している。

令和2年度の事務担当職員は、前任者から、供与期間終了となっても入居実態が認められる限り被災地特例の対象になると誤った解釈での引継ぎを受けていたため、令和2年度被災地域生活交通確保維持計

画の変更申請手続の必要性について認識はしていなかったが、入居実態把握の必要性についての引継ぎは受けており、入居実態が無くなれば変更が必要との認識のもと、当該応急仮設住宅からの退去見込、退去後の計画変更時期や手続について関係市町や東北運輸局、A社と情報共有を行っていた。

令和2年度においても、生活交通課長、主幹兼副課長、主任主査の3名は事務担当職員と同様、供与期間終了となっても入居実態が認められる限り被災地特例の対象になるとの認識のもと、計画変更が必要であるとの認識は持ち得なかった。

管理監督者及び事務担当職員とも被災地特例の補助要件の解釈を誤ったこと、根拠を踏まえた事務処理への意識が欠けていたこと、組織的なチェックが機能していなかったこと、複数職員での補助要件の根拠確認を行う等、事務処理誤りを防ぐ体制が脆弱であったことが今回の原因である。

応急仮設住宅の供与期間が終了した場合であっても、入居実態が認められれば被災地特例の対象となるという補助要件の誤認について、事務担当職員の解釈がそのまま生活交通課全体の解釈となっており、管理監督者によって国の補助要綱と事務担当職員の解釈の整合等のチェックが行われることはなかった。

ウ 本件事案に係る損害賠償金の支払について

本来であれば、当該応急仮設住宅から1キロメートル以内を經由するバス路線（13路線）については、令和2年3月末に当該応急仮設住宅の供与期間が終了となったことから、令和2年度の事業期間（令和元年10月1日から令和2年9月30日まで）の間に、被災地特例の適用外となる令和2年4月1日から同年9月30日までの期間について、被災地特例を前提とした「被災地域生活交通確保維持計画」から通常補助を前提とした「生活交通確保維持改善計画」への計画変更の手続を行うべきであり、「生活交通確保維持改善計画」へ変更していれば交付されたはずの国、県、及び市町村分も含めた補助金がA社の損害となる。

本件請求に係る補助事業は、県が策定した計画に基づき事業者が交

付申請するものであり、A社の国及び県に対する補助金返還に伴う損害発生の原因は県の計画策定事務における誤りであることから、県は国家賠償法第1条第1項に基づき、国及び市町村分も含めた損害額相当分をA社に補填することとした。

令和3年12月、県はA社に対し、事案の概要及び損害補填の方針を説明するとともに謝罪し、令和4年3月9日、合意書を取り交わし、令和4年3月14日、損害額相当分として解決金74,524千円を支払った。

エ 本件事案に係るその他の支払について

県は、本件事案に係る県の法的責任等に関して、弁護士への法律相談等の費用として77千円を支出した。

2 監査対象機関の説明

監査において、監査対象機関である生活環境総室は、本事案に関して次のような説明及び見解を示した。

被災地特例が平成23年度に制度導入され、以前から応急仮設住宅の付近を運行していた広域路線が被災地特例の適用となったことは、路線の維持及び被災者の移動手段の確保の観点から有意義であった。しかしながら、平成29年度から避難指示区域の解除が進み、県内各地の応急仮設住宅の入居者も減少し閉鎖となっていく状況において、被災地特例の対象となる路線が通常補助に移っていく状況が生じてきた。

当該応急仮設住宅についても入居者は激減しており、いずれ入居者がいなくなるということが予測された。東北運輸局からは、供与期間中であっても入居実態のない応急仮設住宅については要件を欠くとの注意喚起がなされていたため、継続して被災地特例の補助を受けるためには、当該応急仮設住宅の入居実態が非常に大きな影響を及ぼすとの認識のもと、関係するバス事業者や市町村とは打合せを重ねるとともに、当該応急仮設住宅の入居状況について、毎月D町や応急仮設住宅を管理する県土木部に入退去予定や入居実態を確認しながら補助事業に係る事務を進めてきた経緯がある。

また、応急仮設住宅については、入居状況や市町村の復興状況等により供与期間が複数回延長となっていたことから、生活交通課としては、入居者がいる限り応急仮設住宅の供与は終わらないものであるという誤った認識を持ってしまっていた。

そういった状況の中で、管理監督者及び事務担当職員とも供与期間ではなく、入居実態のあることが被災地特例の要件であると誤認してしまい、それが生活交通課としての共通認識となっていた。

求償権の行使は、総務部が担当する県の損害賠償審査会の判断になるが、事務の誤りについては組織として対応すべきものであり、特定の職員の問題として処理すべき事案ではないと考えている。

3 判断

(1) 国家賠償法第1条第2項に基づく求償権の不行使について

請求人は、県がA社に損害賠償金として74,524千円を支払ったのは補助要件の確認を怠り誤認した職員の事務処理の重大な過失によるものであり、A社への損害賠償額74,524千円と求償権不行使により生じた損害賠償金とその利息を県の損害とし、当該職員に対し国家賠償法第1条第2項に規定する求償権を行使すべきであり、これを行っていないことは違法に財産の管理を怠る事実と該当すると主張しているものと解される。

国家賠償法第1条第2項に基づき県が求償権を有するのは、公務員に故意又は重大な過失があったときであることから、補助要件を誤認した職員に故意又は重大な過失があったか否か、故意又は重大な過失があった場合、当該職員への求償権の不行使が違法又は不当に財産の管理を怠る事実と該当するか否かについて、以下検討を行う。

ア 補助要件を誤認した職員に故意又は重大な過失があったか否かについて

国家賠償法第1条第1項は、公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失により違法に他人に損害を加えたときは、公共団体が損害賠償責任を負担すべきこと、同条

第2項は公務員に故意又は重大な過失があったときに限り、公共団体はその公務員に対して求償権を有することを規定している。

本件についてみれば、当該応急仮設住宅から1キロメートル以内を経由するバス路線（13路線）については、令和2年3月末に当該応急仮設住宅の供与期間が終了となったことから、令和2年度の事業期間（令和元年10月1日から令和2年9月30日まで）の間に、被災地特例の適用外となる令和2年4月1日から同年9月30日までの期間について、被災地特例を前提とした「被災地域生活交通確保維持計画」から通常補助を前提とした「生活交通確保維持改善計画」への変更手続を行うべきところ、令和2年4月1日以降も「被災地域生活交通確保維持計画」に位置付けていたという計画策定事務における誤りである。

まず、故意について判断する。

計画策定事務の誤りについて、令和元年度及び令和2年度の事務担当職員は、いずれも前任者から供与期間終了となっても入居実態が認められる限り被災地特例の対象になるという、いわば応急仮設住宅の供与期間ではなく、避難者の入居実態を優先するという誤った解釈での引継ぎを受けており、その誤った解釈のままD町等に入居実態を確認しながら計画策定事務や補助金交付事務を遂行していた。

また、事務担当職員を管理監督する生活交通課長、主幹兼副課長、主任主査についても、事務担当職員と同様、避難者の入居実態を優先するという誤った認識により進捗管理や内容確認、決裁行為を行っていた。

これらの事情に鑑みると、事務担当職員及び管理監督者について、計画変更の必要性についての認識はなく、計画策定事務の誤りにより他人、つまりA社に損害が発生するという認識はなかったことから、それぞれの職員に故意があったと認めることはできない。

次に、重大な過失の有無について判断する。

重大な過失とは、「通常、人に要求される程度の相当な注意をしない

でも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すものと解するのを相当」とされている（昭和32年7月9日最高裁判決）。

令和元年度及び令和2年度の事務担当職員については、誤った解釈での引継ぎを受けていたにせよ、引き継いだ事務について、自ら根拠を確認して事務を行う責があり、計画策定事務や補助金交付事務を遂行するに当たり、応急仮設住宅の供与期間ではなく、避難者の入居実態を優先するという誤認をしたまま事務を進めたことは注意義務を怠ったと言わざるを得ない。

管理監督者においては、事務担当職員を指導、監督する立場にありながら、組織として行うべき業務遂行の根拠を確認せず、計画策定の事務処理誤りに気付くことができず、結果的にA社に損害を与えたことは注意義務を怠っていると認めざるを得ない。

一方、当時の状況を考慮すると、県においては、東日本大震災・原子力災害からの復興・再生を最優先課題として、避難生活を余儀なくされている方の生活再建に向けた支援に取り組んでおり、被災地特例は、被災者の生活再建等の支援のひとつとして、応急仮設住宅の入居者等の生活交通の確保・維持のため、幹線バス路線の支援を図るものであった。

そのような中、第1期復興・創生期間に入った平成29年度から令和元年度には避難指示の解除が一気に進み、それに伴い応急仮設住宅への入居者数も減少に転じたが、生活の見通しを立てられないまま入居を続ける避難者もあり、避難者の意向に寄り添い、その安定した生活維持を何よりも優先に考慮すべきといった認識が醸成されやすい環境にあったと言える。

したがって、令和元年度の事務担当職員及び管理監督者について見れば、当時のそうした環境下であって、応急仮設住宅の供与が終了したとしても入居者がいる限り被災地特例の対象となり得るといった入居実態を優先する解釈が、組織全体として共有されたとしてもやむを得ない事情があったものと認められる。

また、令和2年度の事務担当職員については、事務を引き継いだ令和2年4月1日においては、すでに当該応急仮設住宅の供与期間は終了となっていたこと、令和元年度において、令和2年度被災地域生活交通確保維持計画等に変更がなされていないこと、東北運輸局へ当該応急仮設住宅について入居実態を情報提供した際、特に供与期間の確認を受けなかったこと、生活交通課として避難者の入居実態を優先するという誤った解釈が課長をはじめとした共通の認識となっていたことから、応急仮設住宅の供与期間ではなく、避難者の入居実態を優先するという誤った解釈について疑問を持つことなく事務を遂行していたことはやむを得ないものと思料する。

以上から、令和元年度、2年度の事務担当職員及び管理監督者は注意義務を怠ったとはいえ、ほとんど故意に近い著しい注意欠如があったとまでは言い難く、すなわち重大な過失があったと認めることはできない。

イ 補助要件を誤認した職員に対し求償権の不行使が違法又は不当に財産の管理を怠る事実該当するか否かについて

県がA社へ解決金として支払った74,524千円について、補助要件を誤認した職員に故意又は重大な過失はなく、県は求償権を有するものではないことから、財産そのものが存在せず、よって、違法又は不当に財産の管理を怠る事実は認められない。

なお、請求人は、求償権不行使により生じた損害賠償金とその利息を県の損害としているが、上記記載のとおり、補助要件を誤認した職員に故意又は重大な過失はなく、県は求償権を有するものではないことから、請求人の主張には理由はない。

(2) 法第243条の2の2に基づく職員の賠償責任について

請求人は、陳述及び陳述書において、本請求は県職員による支出負担行為で、法第243条の2の2に定める職員の賠償責任、地方公共団体の長による賠償を命ずる義務に基づくものであると主張している。

これは、本件請求に係る補助事業に関し支出負担行為の権限を有する

職員が、故意又は重大な過失により違法に県に損害を与えたことをもって、法第 243 条の 2 の 2 の規定に基づき、知事が当該職員に賠償を命じるべきことを求めているものと解される。

しかしながら、上記(1)で判断したとおり、補助要件を誤認した職員の行為には故意又は重大な過失は認められず、その行為に基づき財務事務として支出負担行為を行った職員について、故意又は重大な過失があると認めることは特段の事情がない限り困難である。

本件において、かかる特段の事情は認められず、したがって、同条の規定に基づく請求人の主張には理由がなく、知事は監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求めることを怠っているものではない。

第 6 結論

本件請求についての監査の結果は、令和 4 年 11 月 22 日、監査委員の合議により次のとおり決定した。

請求人の主張については、理由がないことから棄却する。

第 7 意見

監査結果は以上のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。

本件請求に係る事案については、県の内部統制評価報告書において運用上の重大な不備とされている。このような重大な事務処理誤りは県民の信頼を大きく損なうものであり、このことを重く受け止め、このような事案が再び発生しないよう、重層的なチェック機能の確保に万全を期されたい。